

岡崎市子育てハンドブック協働発行业務仕様書

1 事業名

岡崎市子育てハンドブック協働発行业務

2 期間

協定締結日から令和11年3月31日まで（令和10年度発行分まで）

3 概要

子育てに役立つ情報を体系的にまとめた「岡崎市子育てハンドブック」（以下「冊子」という。）を岡崎市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

4 規格（標準）

- (1) 発行部数 10,000部
- (2) サイズ A5判 タテ型
- (3) ページ数 表紙：4ページ
本文：80ページ程度（広告量によって増減あり）
広告：全体の30%未満
- (4) 紙質 表紙：カード紙<12.5>K判、210g/m²相当
本文：上質紙<35>A判、64g/m²相当
- (5) 刷り色 4色刷り（ユニバーサルデザインを基本とする）
- (6) 製本 無線綴じ

5 業務分担

- (1) 市は協働発行业務者に必要な行政情報を提供する。
- (2) 協働発行业務者は、冊子の企画、デザイン、編集、原稿の作成、印刷製本、配送、広告募集に関する業務を行う。
- (3) 特集ページの企画内容について、市に提案等を行う。

6 広告掲載

- (1) 協働発行业務者は、ハンドブックに広告を掲載できるものとする。
- (2) 広告は協働発行业務者が募集するものとし、市は一切の業務を行わない。
- (3) 広告の掲載により得られる収入は、協働発行业務者に帰属するものとする。
- (4) 広告の掲載にあたっては、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守し、葬祭関連の業種は掲載しない。
- (5) 掲載の決まった広告は、広告掲載一覧を作成するとともに、広告原稿データを提出し、報告する。

7 作成上の注意事項

- (1) 協働発行业務者は、広告内容、色、形状等の冊子の仕様について、事前に市と協議し、承諾を受けた後に作成しなければならない。

(2) 協働発行事業者は、冊子の数量、納入時期及び場所について、市の指示に従うものとする。

(3) 協働発行事業者は、市の業務内容の冊子掲載については、市の指示に従うものとする。

8 事業に係る費用

協働発行事業者は、冊子の企画、デザイン、編集、原稿の作成、広告営業、印刷製本、配送等に係る費用を全額負担し、市は一切の負担をしないものとする。

9 冊子の納品

(1) 冊子は市が指定する場所へ納品すること。

※ 納品場所が2か所になる場合もある。

(2) 冊子の納品に併せて、PDF形式のファイルに変換し、市へ納品すること。なお、PDF形式のファイルは、全体データのほか、冊子の大項目ごとに分割したデータも市に納品すること

(3) 市が必要と認めた時は、正誤表または訂正用シールを作成し、市に納品すること。

10 発行に係る責任

(1) 行政情報に関する責任は市が負うものとする。

(2) 行政情報以外に関する責任は協働発行事業者が負うものとする。

(3) 市及び協働発行事業者は、冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生した場合には、それぞれが提供した情報に関してその責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

11 その他

仕様書に記載の無い事項については、市と協働発行事業者で協議し、決定する。成果物は市ホームページに掲載できることとする。